

平成 28 年度 羽生市指定地域密着型サービス事業者募集要項

1. 公募の趣旨

羽生市では、第6期羽生市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、平成27年度から平成29年度までに地域密着型サービスの着実な基盤整備を進め、特にサービスの質を確保する観点から、地域密着型サービス事業者を公募により指定するものです。

2. 平成29年度整備予定の地域密着型サービスの種類

| | 地域密着型サービスの種類 | 整備区域 (日常生活圏域) | 必要整備数 |
|---|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | 認知症対応型共同生活介護 | 東中学校区 | 1か所 (1施設・9人) |
| 2 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 市内各3圏域 | 2か所 |

注意事項

- ・整備箇所数は、原則、上記を予定していますが、すべての公募事業者が計画している総定員数やサービスの提供形態の違いによっては、整備予定箇所数を変更する場合があります。
- ・原則として、羽生市住民（被保険者）のみが、利用可能（保険給付の対象）となりますので、十分注意ください。
- ・本市が、地域密着型サービス事業所を指定し、指導・監督権限を有します。

3. 応募要件

- (1) 応募時において、事業者が法人格を有していること。
- (2) 介護保険法第78条の2第4項及び法第115条の12第2項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 事業者並びに代表者について、法人税、所得税、消費税又は地方消費税及び所在地市町村等が課税する市町村民税等を滞納していないこと。代表者については、前述に加え本市または住所地市町村の介護保険料を滞納していないこと。
- (4) 事業者並びに代表者について、次に掲げる者でないこと。
 - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - ・暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にあるもの。
 - ・その代表者等（法人にあっては役員（非常勤を含む）及び経営に事実上参加している者を

その他の団体にあつてはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。)が暴力団の構成員等であること。

(5) 平成29年度中に施設整備が完了し、事業開始が見込まれること。

(6) 事業資金の確保が確実に担保され、長期的に適正で安定した事業運営ができること。

4. 提出書類及び添付書類一覧

| 項目 | 備考 | 様式 |
|---------------|--|------------------------|
| ① 公募申請書 | | 様式1 |
| ② 定款・寄付行為 | 最新のもの | |
| ③ 法人登記簿謄本 | 応募申込前3か月以内に発行されたもの | |
| ④ 納税証明書 | 法人及び代表者の納税証明書 | |
| ⑤ 誓約書 | 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に該当しないことを誓約する書面 | 様式2 |
| ⑥ 決算書等 | 最近3年間の決算書類 | |
| ⑦ 法人概要書 | 法人の概要、既存事業等 | 様式3 |
| ⑧ 事業概要書 | | 様式4 |
| ⑨ 代表者経歴書 | 主な職歴・職務に関する資格等 | 様式5 |
| ⑩ 管理者経歴書 | 主な職歴・職務に関する資格等 | 様式6 |
| ⑪ 計画作成担当者経歴書 | 主な職歴・職務に関する資格等 | 様式7 |
| ⑫ 事業計画書 | サービス事業を行うにあたっての理念、基本方針を様式7の項目ごとに具体的に記入 | 様式8 |
| ⑬ 事業スケジュール | 開設までの予定表 | 任意 |
| ⑭ 基本計画図面 | 事業予定所在地・平面図等 | |
| ⑮ 施設整備資金計画 | 施設整備の資金計画 | 様式9 |
| ⑯ 収支計画書 | 収支計画（事業開始後3年分、開設当初の運転資金含む） ※交付金は、見込まずに作成してください。 | 様式10 |
| ⑰ 職員配置関係 | 雇用形態・研修体制・配置人員 | 様式11-1 又は 様式11-2 |
| ⑱ 苦情処理 | 苦情に際しての対応 | 様式12 |
| ⑲ 個人情報の取扱の同意書 | 個人情報の取扱に対する同意 | 様式13 |

提出部数 正本 1 部 副本 18 部（副本は、写し可）

※各提出書類は、証明書類など規定のものを除き、原則A4版で作成し項目ごとに、文字表記のインデックスを付け、全体をフラットファイル等で左側を綴じてください。

5. 地域密着型サービス事業の事業者の指定について

地域密着型サービスについては、とりわけ質の高いサービスの確保を目指すことから、可能な限り質の高い事業者を指定する必要があります。よって、羽生市では、事業計画書等を提出した事業者の中から、適切かつ厳正に審査及び企画提案説明（プレゼンテーション）を実施し、羽生市介護保険運営協議会の意見を聴く等の手続きを取ったうえで、羽生市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則第2条第1項（平成18年羽生市規則第10号）により、事業者を指定します。

（1）事業者の決定方法

- ①事業者の決定は、羽生市介護保険運営協議会の意見聴取などを経て、市長が決定します。
- ②審査の方法は、提出された事業計画書などに基づき、書類審査及び羽生市介護保険運営協議会において事業者ごとの企画提案説明（プレゼンテーション）の聴取を行います。企画提案説明（プレゼンテーション）の日時については、後日ご連絡します。
- ③書類審査及びプレゼンテーションでは、より質の高いサービスを確保する観点から、実施事業の確認や指定基準の達成、本事業に対する考え方、理解度及び運営体制について総合的に審査します。
- ④今回の募集において、応募者がいない場合又は審査の結果により、基準に従って適正な事業運営が見込まれる応募者がいなかった場合は、指定事業者なしとする場合があります。

（2）審査結果の通知

- ①事業者に対し、文書で通知します。
- ②審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けませんので、ご了承ください。
- ③次の事由に該当する場合は、失格とし、審査の対象としません。
 - (イ)提出書類に不備がある場合。
 - (ロ)提出書類に虚偽の記載がある場合。

（3）指定における審査・評価のポイント

地域密着型サービス事業者の指定にあたっては、とりわけ質の高いサービスの確保を目指すことから、可能な限り質の高いサービス提供が見込まれる事業者を指定するために、次のような視点等により、審査及び評価を行い、事業者を指定します。

事業計画書等の提出にあたっては、具体的に記入し、既に取り組みを行っているものについては、マニュアル等参考資料として提出できるものが整備されている場合は、別途提出していただいても構いません。

①事業所設置法人に関する事項

運営理念や社会福祉事業のこれまでの実績や取り組み、運営状況等について

②事業所に関する事項

勤務する職員の資格等の採用方針や事業所予定地の選定理由、設備・運営等について

③サービス提供に関する事項

サービスの質の向上のための取組み、サービス提供の基本方針や地域との連携について

④その他指定に関し必要と認める事項

6. 地域密着型サービスの基準及び報酬の設定について

地域密着型サービスの基準や報酬は、原則、厚生労働大臣が定めるところの指定地域密着型サービス事業の人員・設備及び運営に関する基準や介護報酬とします。

7 応募に際しての留意事項

(1) 申請に対する費用負担

応募に関して要した費用は、すべて申請者の負担とします。また、指定後の事業計画の頓挫または指定されなかったことによる一切の損害等について市は責任を負いません。

(2) 提出書類の変更の禁止

公募の公平性を期すため、羽生市が一旦受理した書類については、内容の変更は認められません。ただし、申請締め切り期間前の差し替えのみ可能です。

(3) 提出書類の取扱い

提出された書類は、理由の如何に関わらず返却いたしません。

(4) 追加資料の提出等

追加資料の提出は、認められません。ただし、申請締め切り期間前の提出のみ可能です。

(5) 基準の遵守

応募にあたっては、国の基準である「指定地域密着型（介護予防）サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」「介護保険法」「建築基準法」「消防法」等の関係法令及びその他の基準省令等を遵守し、基準に適合した内容により応募してください。

(6) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(7) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出した書類に虚偽の記載があった場合は、審査の対象としないほか、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。

(8) 応募内容の具体性

応募にあたっては、具体的な内容のものを提出してください。

9. スケジュール

(1) 認知症対応型共同生活介護

①質問事項の受付・回答

・受付期間 平成28年11月1日（火）から平成28年11月14日（月）
午前9時から午後5時

・受付方法 書面により高齢介護課窓口へ提出してください。FAXまたはメールによる場合は、提出に際し電話連絡をしてください。

・回答方法 平成28年11月21日(月)から平成28年12月21日(水)までの間、
高齢介護課窓口に掲示すると共に、羽生市ホームページに掲載します。

②公募申請期間 平成28年11月21日(月)から平成28年12月21日(水)

土・日・祝日を除く午前9時から午後5時

③書類審査(予備審査) 申請から選考までの間

④審査及び選考 平成29年2月中旬

・羽生市介護保険運営協議会において、企画提案説明(プレゼンテーション)を実施します。日程については、個別に通知します。

⑤事業者決定・選考結果通知 平成29年3月上旬

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

平成29年度に整備が完了することを前提とし、随時申請の受付を行います。

10. 補助金について

埼玉県地域医療介護総合確保基金を活用した補助金の対象となる予定ですが現時点では補助制度の採択要件等が未定です。また、国および県と協議等により決定されるため、不交付となる可能性もあります。なお、市独自の補助金はありませんのでご了承ください。

補助金利用を希望する場合でも、資金計画は当該補助がないものとして策定してください。

11. 問い合わせ先

■ 担当部局 羽生市 市民福祉部 高齢介護課 介護保険係

■ 住 所 〒348-8601 羽生市東6-15

■ 電話番号 048-561-1121 (内線166)

■ FAX 048-560-3073

■ E-mail silver@city.hanyu.lg.jp